

報告

## 日中韓食品安全共同研究会の概要

### Outline of Japan-China-Korea Food Safety Joint Research Conference

藤原 凜

FUJIWARA Rin

抄録

2019年7月19～20日、函館大学・中国人民大学・(韓国)釜山大学校・(韓国)食品安全情報院は、「東アジア共通食品安全基準の形成に向けて」をテーマに、研究会を開催した。本研究会は、19日のプレセッションで多様な学問領域と食品安全の関係性について、20日の日中韓食品安全共同研究会では法学的観点から東アジア共通食品安全基準の形成に向けての具体的な課題や手法について、日本・中国・韓国の第一線で活躍している研究者・実務家から、貴重な意見を聴取することができた。その概要（本稿の2および3）を紹介すべく、研究会の資料と当日の発言内容をもとに藤原<sup>1</sup>が要約し、発表者本人の確認を経て、本誌に掲載するものである。

キーワード：食品安全、安心、日中韓共同研究、共通法、コーポレートガバナンス

## 1. 日中韓食品安全共同研究会の趣旨

2019年7月19～20日、函館大学・中国人民大学・（韓国）釜山大学校・（韓国）食品安全情報院は、「東アジア共通食品安全基準の形成に向けて」をテーマに、研究会を開催した。

日本政府が、2019年の「農林水産物・食品輸出額1兆円」を目標に掲げているなか、実際の輸出入において、大きな障壁となるのが各国で異なる法規・基準である。つまり、食品安全基準の統一が、かかる障壁を克服する最も効果的な方法の一つといえる。また、東アジア諸国は、発酵食品をはじめとする食文化上の共通点が多く、欧米の食品安全基準では基準が存在しないもしくは不都合な場合が多々見られる。よって、食文化に根ざした東アジアならではの食品安全基準の策定が望まれ、さらには欧米主導の食品安全基準が作り出す非関税障壁への有効な対抗措置にもなりうる。ひいては、近い将来世界市場に組み込まれることが予想される北朝鮮との各種基準の擦り合わせ作業にも、一定のヒントを与える可能性を秘めている。

以上の趣旨から、本研究会は、19日のプレセッションで多様な学問領域と食品安全の関係性について、20日の日中韓食品安全共同研究会では法学的観点から東アジア共通食品安全基準の形成に向けての具体的な課題や手法について、日本・中国・韓国の第一線で活躍している研究者・実務家から、貴重な意見を聴取することができた。

## 2. プレセッションの研究成果

田中浩司教授（函館大学商学部）の司会で始まったプレセッションは、食品研究における文理統合、官学連携の集大成だった。

日本・中国・米国の比較刑事法の専門家である王雲海教授（一橋大学法学部）は、あらゆる社会事象の原点たる法文化について、日本を「文化社会」、中国を「権力社会」（米国は「法律社会」）と定義したうえで、かかる差異を踏まえた食品安全法制の構築を提言した。王教授は、韓国社会についての評価を、会場の韓国陣営に問いかける形で発表を終えた。

次に、消費者行動論の専門家である角田美知江准教授（函館大学商学部）は、食の安全・安心とその価格価値が消費者の選択に与える影響について紹介し、主

観的概念である安心と客観的な概念である安全のギャップを埋めるには、消費者への学習機会の提供が必要不可欠であると結論づけた。

安木新一郎准教授（函館大学商学部）は、マクロ経済学の観点からシジミの輸入量と国内漁獲量を巨視的に考察することで、密輸や産地偽装などを見抜くことができるとし、食品安全を守るための新たな視点を提示した。

さらに、水産食品科学の専門家である川合祐史教授（北海道大学大学院水産科学研究院）は、「現代のフードチェーンにおけるリスク要因」というテーマで、食品が消費者に届くまでの複雑なシステムと各段階で発生しうるリスク要因を概観したうえで、食品の輸出入において考慮されるべき事項をまとめた。

最後に北海道農政部食の安全推進局の瀬川辰徳局長が、北海道における食の安全・安心確保の取り組みについて紹介した。前半では、北海道農業の特徴を、後半では食の安全・安心確保のための具体的施策について紹介した。そのうち、「北海道食の安全・安心基本計画」は、地方自治体による食品安全管理のモデルケースとして中国・韓国の研究者の関心を集め、後日各国への紹介・導入が検討されることとなった。

### 3. 日中韓食品安全共同研究会の成果

日中韓食品安全共同研究会は、林康史教授の（立正大学経済学部）司会のもと、開会挨拶・基調講演と、テーマ別の三つのセッションで構成された。

学長裁量経費にて本研究会の開催を全面的にバックアップした野又淳司函館大学学長（兼野又学園理事長）は、先住民のアイヌから脈々と受け継がれてきた「自然との共生」という理念が、次世代の農業や食の研究には必要不可欠であるとし、本研究会を北海道で開催する意義を改めて強調した。

基調講演は、新潟食料農業大学の渡辺好明学長（元農林水産事務次官）が、「食のグローバル化と安全・安心」をテーマに、BSE の反省記と今後の食品安全行政のあり方を展望した。渡辺学長は、グローバルマーケットに組み込まれている今日の食品安全管理において、リスクゼロはありえず、大事なのは対処の姿勢・方法とその継承であると指摘した。その上でBSE問題以降、信頼回復までの18年間の経験を踏まえると、政策の遂行においては「消費者の権利を再認識」する姿勢が、政策の手法においては「徹底・迅速な情報公開」が何より重要であ

ると強調した。そして、教訓を風化させない食品安全行政が、食の安全・安心を守るとして、講演を締め括った。

第1セッションのテーマは、「東アジアの共通食品安全基準の形成における法的課題」だった。先陣を切った下山憲治教授（一橋大学法学部）は、行政法的見地から東アジア共通食品安全基準の策定に向けての法的課題を整理した。具体的には、食品安全における「安全」の認識は、社会文化的条件によって受容レベルが異なるため、まずは Codex 規格の協議組織・手続きなどを参考に、東アジア地域の協議枠組みを作ることを提案する。つまり、ALARA<sup>ii</sup>の考え方に基づいて、食品の「安全」基準を共通化ないし近接化するアプローチである。

次いで、孫娟娟研究員（中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター）は、基本的認識・具体的施策と組織的枠組の三つの側面から問題を整理した。具体的には、既存の国際規格を共通の出発点に据え、社会的・文化的要素を加味した地域の共通基準を構築することは、食品の生産から消費に至る全過程の持続可能な発展に直結する。そして、かかる施策の実現に向け、日中韓食品安全共同研究会の常設機構化と、情報共有システムの整備など、これまで以上の緊密な連携を提案する。

続く李柱炯責任研究員（韓国食品安全情報院情報研究本部検索研究部規制科学研究センター）の提言は、本誌 65 頁以降に全文を掲載する。

第1セッションの司会を担当した高橋滋教授（法政大学法学部）、コメントータの胡錦光教授（中国人民大学法学院、同食品安全管理協同イノベーションセンター管理委員会主任）と李起椿教授（釜山大学校法学専門大学院）は、3人の提言を受けて以下のように本セッションを評価した。日中韓三ヶ国ともに、東アジア共通食品安全基準の構築の必要性を確認し合えた点、基準の内容および協議方式についても一定の共通点を見出せた点は、大きな成果といえる。一方、各国における最新の食品安全管理体制の変化が、周辺国に及ぼす影響については、引き続き注視する必要があるとした。

第2セッションでは、東アジア共通食品安全基準を策定する際の基礎となりうる既存の認証制度の整理を目的に、「食品安全管理規格認証の現状と展望」と題して議論がなされた。生吉萍教授（農業及び農村振興学院、中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター研究員）の報告文は、本誌 81 頁以降に全文

を掲載する。

金在仙助教授（釜山大学校法学専門大学院）は、韓国における HACCP 認証制度の運用実態と今後の課題について紹介した。2002 年に一部の食品を対象に義務化が始まった当該制度は、食品の種類や事業者の売上高・規模に応じて、段階的にその対象を拡大してきた。一方、2018 年時点で、認証を取得していない企業の割合が 80%に上り、取得済み企業に対する定期評価においても不適合率が 6%に達するなど、課題は多いとする。今後は課徴金の運用などを通じ、制度の客観性・実効性を確保していく必要があると指摘する。

宗林さおり理事（独立行政法人国民生活センター）は、2018 年の食品衛生法改正に伴う食品安全法制および食品表示法制の変化について紹介した。例えば、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことにより、食品事業者は自ら原材料や製造方法に応じた計画を作成して管理を行わなければならなくなった。また、加工食品を含めた原料原産地表示が全面的に義務化された。一方、食品表示における行政的線引きと消費者が安心する線引きの間にずれが生じていることを指摘し、「遺伝子組み換え食品」や「ゲノム編集食品」に対する表示の難しさをに言及した。

以上の発表に対し、司会の路磊研究員（中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター）、コメンテータの李基碩研究員（韓国食品安全情報院）と周倩准教授（久留米大学法学部）は、次のように講評した。近時、中国の有機食品認証制度、日韓の HACCP 認証制度は、いずれも国際調和の流れの中で急速な広がりを見せている。他方、人の生命健康の保護を目的とする食品の「安全管理」と、環境保護を目的とする「有機認証」ないし産業振興を目的とする「品質管理」は、必ずしもベクトルが一致しないことに留意すべきである。今後は、各国の認証制度の法的な仕組みや実際の運営状況、実行性確保のための措置等につき、比較検討することで将来的な基準の調和に備える必要がある。

第3セッションは、「食品安全とコーポレートガバナンス—中小企業を中心に」をテーマに議論した。まず、姜大燮教授（釜山大学校法学専門大学院）は、韓国の食品産業に占める中小企業の割合が 99.9%であることに着目し、食品安全管理の主体は中小企業であると断言した。一方、法規・税制の逸脱が常態化している中小企業が多いのもまた現状であるとする。これらの状況を抜本的に改善する

には、管理と支援を両立できる法制度の整備や、大企業の CSV（Creating Shared Value）による中小企業の支援など、様々な方策を模索すべきであると提言する。

次に、葉林教授（中国人民大学法学院）は、食の安全を保障する手法を、政府による管理監督と、コーポレートガバナンスの2種類に分類する。前者による安全管理の場合、大量の行政資源を要し、補給が間に合わない場合、選択的・弾力的な法の執行が蔓延する危険性がある。後者の場合、食品企業のみを対象とする会社法は想定しがたいが、食品企業内部のガバナンス体制を整備し、食の安全を企業の社会的責任に組み込むことができれば、食品安全管理水準の向上に十分寄与できるとする。

藤原凜准教授（函館大学商学部）の報告文は本誌 95 頁以降に掲載するため、紹介を割愛する。以上の報告を受け、司会の李井杓院長（釜山大学校法学専門大学院）、コメンテータの郭鋭副教授（中国人民大学法学院）と田中良弘准教授（新潟大学法学部）は、企業の営利目的と社会的責任は決して矛盾しないこと、食品安全事故は大企業や民間認証取得済み企業でも発生しているという前提を確認したうえで、食の安全に関するコーポレートガバナンスの強化に資する具体的な方策を提示した。具体的には、行政による監視対象の拡張や消費者・従業員等による公益通報制度の整備、違法行為に対する確実な処罰、情報開示に対する法律上・事実上のインセンティブの付与などである。

最後に、各国の代表による総括がなされた。松本恒雄理事長（独立行政法人国民生活センター）は、東アジア地域における共通食品安全基準の形成に肯定的な見方を示したうえで、個別問題に対し以下の指摘をした。まず、有機農法は、環境保護のための「化学的」要素を排除した生産方法と理解することが適切で、有機食品認証のみでは食品の安全性の担保として不十分とした。また、小企業や個人経営の場合、経営者の目が届くので意図的に悪いことはしない経営者を想定する限りコーポレートガバナンスが問題となることは少なく、一方大企業は ISO26000：2010 の基本理念を正確に理解し、実効的なガバナンス体制を敷く必要があると強調した。

中国の代表を務めた韓大元教授（中国人民大学法学院、同食品安全管理協同イノベーションセンター・エグゼクティブディレクター）は、5つの観点から本

会議を評価した。①10年間 Ⅲにわたって蓄積されてきた本研究会の研究実績と研究者ネットワークは、今後も維持・発展させるべきである。②東アジア食品安全基準の策定は困難だが、必要かつ可能な作業である。③各関係機関に事務局を設置し、今後の研究会の連携をサポートする。④若手研究者の参加支援や育成に注力し、次世代の研究者ネットワークを構築する。⑤「食」は政治的な立場と文化的な差異を克服できる最も中立的な研究領域であるがゆえに、我々は研究を通じて東アジアの平和と共存共生に尽力できる。

韓国代表の徐熙錫教授（釜山大学校法学専門大学院）は、まず、東アジア共通食品安全基準の設定という大きな方向性に全面的な賛同を示した。なぜなら、国際規格・条約と国内法は、相互に補完し合う関係にあり、両者の相乗効果が結果的に地域全体の食品安全水準の向上につながるからである。そして、プレセッションでの王教授の問いかけに対しては、韓国戦争以降の民主主義・法治主義の流れと、単一民族で構成されている小さな社会ゆえの伝統的な道徳基準に由来する文化的側面を考慮すると、韓国は「法律文化社会」と定義することができるのではないかと、返答した。

---

i 函館大学商学部准教授藤原凜

ii <要約者注>ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則：食品中の汚染物質を、「無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき」という考え方。国際的に汚染物質等の基準値作成の基本となっている。人為的に使用する物質には適用されない。

(「食品安全委員会」の用語集による。2019年9月2日最終検索)

[http://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku\\_hyouka.html#item080](http://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku_hyouka.html#item080)

iii <要約者注>函館大学は今年で初参加となる。なお、過去の研究会は、一橋大学・中国人民大学・釜山大学によって運営されてきた。